

川口市

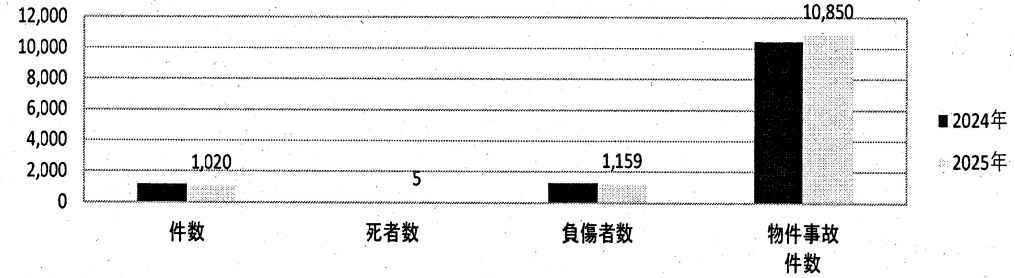
交通事故発生状況

人身事故(死傷者数)

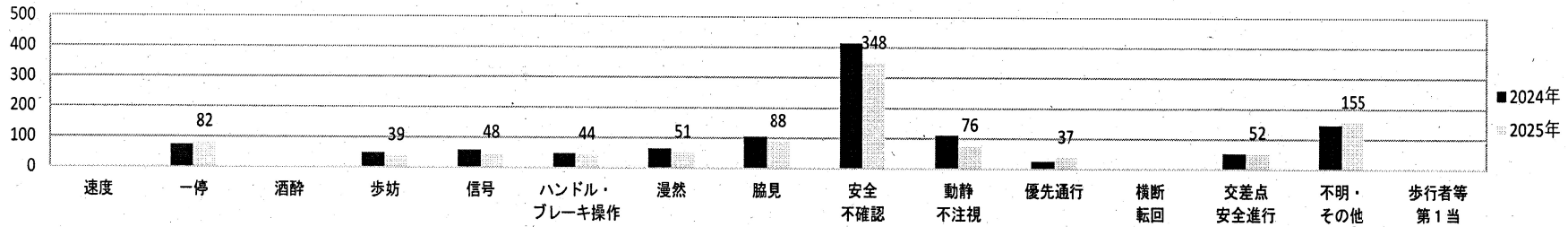
計上日： 2025年01月01日～2025年12月31日の間

1 交通事故発生状況

	人身事故			物件事故 件数
	件数	死者数	負傷者数	
2025年	1,020	5	1,159	10,850
2024年	1,155	14	1,277	10,442
増減数	-135	-9	-118	408
増減率	-11.7%	-64.3%	-9.2%	3.9%



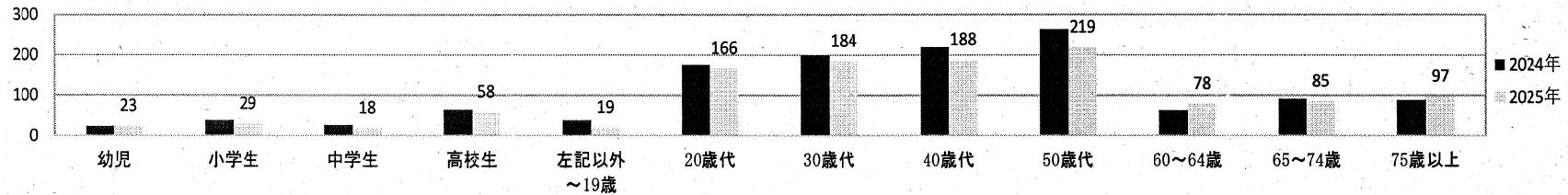
2 法令違反別発生状況(件数)



	車														歩行者等 第1当	合計
	速度	一停	酒酔	歩妨	信号	ハンドル・ ブレーキ操作	前方不注視		安全 不確認	動静 不注視	優先通行	横断 転回	交差点 安全進行	不明・ その他		
							漫然	脇見								
2025年		82		39	48	44	51	88	348	76	37		52	155		1,020
構成率	0.0%	8.0%	0.0%	3.8%	4.7%	4.3%	5.0%	8.6%	34.1%	7.5%	3.6%	0.0%	5.1%	15.2%	0.0%	100.0%
2024年	1	75	3	49	58	48	65	105	414	110	25	3	52	147		1,155
構成率	0.1%	6.5%	0.3%	4.2%	5.0%	4.2%	5.6%	9.1%	35.8%	9.5%	2.2%	0.3%	4.5%	12.7%	0.0%	100.0%
増減数	-1	7	-3	-10	-10	-4	-14	-17	-66	-34	12	-3	0	8	0	-135
増減率	-100.0%	9.3%	-100.0%	-20.4%	-17.2%	-8.3%	-21.5%	-16.2%	-15.9%	-30.9%	48.0%	-100.0%	0.0%	5.4%	---	-11.7%

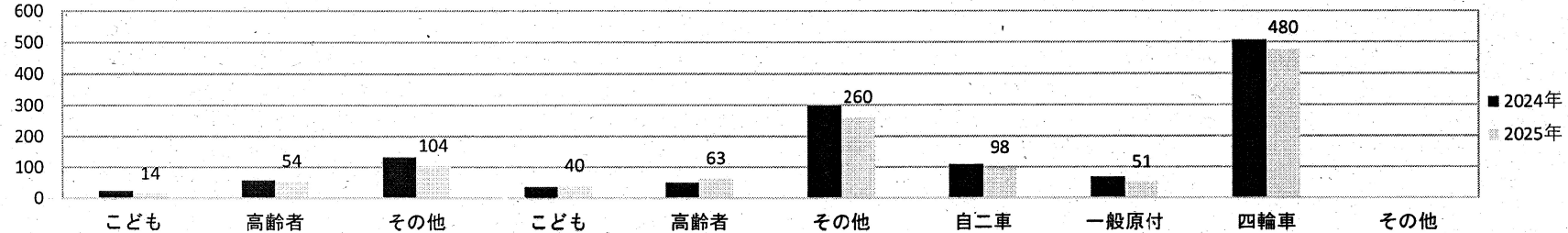
注)第1当事者の法令違反

3 年齢層別・学年別(人数)



	子ども				高校生	左記以外 ~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳	高齢者			小計	合計
	幼児	小学生	中学生	小計								65~74歳	75歳以上			
2025年	23	29	18	70	58	19	166	184	188	219	78	85	97	182	1,164	
構成率	2.0%	2.5%	1.5%	6.0%	5.0%	1.6%	14.3%	15.8%	16.2%	18.8%	6.7%	7.3%	8.3%	15.6%	100.0%	
2024年	23	38	26	87	64	38	175	200	220	265	63	91	88	179	1,291	
構成率	1.8%	2.9%	2.0%	6.7%	5.0%	2.9%	13.6%	15.5%	17.0%	20.5%	4.9%	7.0%	6.8%	13.9%	100.0%	
増減数	0	-9	-8	-17	-6	-19	-9	-16	-32	-46	15	-6	9	3	-127	
増減率	0.0%	-23.7%	-30.8%	-19.5%	-9.4%	-50.0%	-5.1%	-8.0%	-14.5%	-17.4%	23.8%	-6.6%	10.2%	1.7%	-9.8%	

4 状態別(人数)



	歩行者				自転車				二輪車		四輪車	その他	合計	
	子ども	高齢者	その他	小計	子ども	高齢者	その他	小計	自二車	一般原付				
2025年	14	54	104	172	40	63	260	363	98	51	149	480	3	1,164
構成率	1.2%	4.6%	8.9%	14.8%	3.4%	5.4%	22.3%	31.2%	8.4%	4.4%	12.8%	41.2%	0.0%	100.0%
2024年	24	59	133	216	37	51	299	387	110	68	178	507	3	1,291
構成率	1.9%	4.6%	10.3%	16.7%	2.9%	4.0%	23.2%	30.0%	8.5%	5.3%	13.8%	39.3%	0.2%	100.0%
増減数	-10	-5	-29	-44	3	12	-39	-24	-12	-17	-29	-27	-3	-127
増減率	-41.7%	-8.5%	-21.8%	-20.4%	8.1%	23.5%	-13.0%	-6.2%	-10.9%	-25.0%	-16.3%	-5.3%	-100.0%	-9.8%

※ 数値については、概数値の場合がある
 ※ 高速隊扱いの事故は除く

議題 2 川口市交通事故発生実態等に即した重点目標について

- ・ 子供と高齢者の交通事故防止
- ・ 自転車の交通ルールの徹底
- ・ 飲酒運転の根絶

【参考】

年度	重点目標
H 2 2 ～ H 2 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者および自転車の交通事故防止 ・ ドライバーの運転マナー向上
H 2 7 ～ H 2 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者および自転車の交通事故防止 ・ ドライバーの運転マナー向上 ・ 飲酒運転の根絶
H 2 9 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供と高齢者の交通事故防止 ・ 自転車の交通ルールの徹底 ・ 飲酒運転の根絶

議題 3 川口市自転車駐車場条例の一部改正について

1 自転車駐車場の使用料の改定

(1) 改正理由

本市における「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」の策定を契機に、自転車駐車場の利用に係る使用料の額を見直し、各駅近隣の民営駐輪場の利用料金との乖離を是正するため、使用料の額を改めたもの。

(2) 改正内容

【自転車】

駐車場	利用区分	現行		改定後	
		市内	市外	市内	市外
栄町自転車駐車場	定期利用	月額 2,200円	月額 3,300円	月額 2,750円	月額 4,120円
	一時利用	1回 110円	1回 110円	1回 160円	1回 160円
川口駅東口地下自転車駐車場 川口自転車駐車場	定期利用	月額 2,750円	月額 4,120円	月額 3,300円	月額 4,950円
	一時利用	1回 160円	1回 160円	1回 210円	1回 210円
鳩ヶ谷駅第2自転車駐車場 南鳩ヶ谷駅自転車駐車場	定期利用	月額 1,680円	月額 2,510円	月額 2,200円	月額 3,300円

【原付】

駐車場	利用区分	現行		改定後	
		市内	市外	市内	市外
栄町自転車駐車場	一時利用	1回 160円	1回 160円	1回 300円	1回 300円
東川口自転車駐車場	一時利用	1回 160円	1回 160円	1回 200円	1回 200円
鳩ヶ谷駅第2自転車駐車場 南鳩ヶ谷駅自転車駐車場	定期利用	月額 2,620円	月額 3,930円	月額 3,000円	月額 4,500円
	一時利用	1回 160円	1回 160円	1回 200円	1回 200円

(3) 改正時期（施行期日）

令和8年10月1日

2 自転車駐車場の新規及び再設置並びに廃止

(1) 改正理由

民営の既存の駐輪施設が市に寄附されることにより新たに自転車駐車場を設置すること、また西川口陸橋の耐震工事に伴い、東側の工事終了により並木自転車駐車場を再設置し、西側の工事開始により西川口自転車駐車場を廃止するもの。

(2) 改正内容

駐車場	利用区分	設置廃止	使用料等	
			市内	市外
並木自転車駐車場	一時利用	再設置	1回160円	1回160円
川口駅東口第1自転車駐車場	一時利用	新規設置	3時間ごと110円	3時間ごと110円
川口駅東口第2自転車駐車場				
川口駅西口自転車駐車場	一時利用	新規設置	12時間ごと150円	12時間ごと150円
西川口自転車駐車場	一時利用	廃止	西川口陸橋耐震工事のため。	
	定期利用			

(3) 改正時期（施行期日）

並木	令和8年1月1日
川口駅東口第1・第2及び西口	令和8年4月1日
西川口	令和8年10月1日

議題 4 川口市違法駐車等防止条例の廃止について

1 廃止の趣旨

本市において違法駐車等を防止するため、本条例により啓発活動等の違法駐車等防止対策を実施してきたが、道路交通法に基づく警察による放置車両の確認等の取締りが強化されていることから、その役割を終えた本条例を廃止するもの。

2 経緯

○平成 8 年 2 月

- ・川口市違法駐車等防止条例、川口市違法駐車等防止対策実施要綱施行。
- ・川口駅東口周辺道路を違法駐車等防止重点地域に指定し、違法駐車防止指導員による巡回や啓発チラシの配布などの活動を開始。

○平成 1 8 年 6 月

- ・道路交通法の改正により、警察の民間委託による駐車監視員制度開始。
- ・川口駅東口周辺が警察の違法駐車取締最重要地域に指定。

○平成 1 9 年 4 月

- ・川口市違法駐車等防止啓発活動実施要綱施行。
- ・蕨駅東口周辺の芝地区及び東川口駅周辺の戸塚地区を啓発活動地域に定め、違法駐車等防止啓発活動を開始。

○平成 2 2 年 3 月

- ・川口駅東口周辺道路の重点地域を解除し、活動を中止。
- ・戸塚地区の啓発活動を休止。

○令和 3 年 3 月

- ・芝地区の啓発活動を休止。

○令和 8 年 3 月末

- ・川口市違法駐車等防止条例、施行規則、対策実施要綱及び啓発活動実施要綱を廃止。

議題 5 交通安全計画について

1 第11次川口市交通安全計画について

(1) 概要

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「法」という。）の規定により、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国及び県の交通安全計画に基づき作成するもの。

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(3) 計画内容

法の規定に基づき、埼玉県計画とほぼ同一の内容となっている。

2 次期計画の作成について

(1) 交通安全対策基本法の改正

市町村が作成する計画は、都道府県の計画と内容的に重複し同一のところが多ことから、令和5年6月に、市町村交通安全計画の作成について、努力義務規定から「作成することができる」との規定に改正された。

(2) 他市町の動向（さいたま市による調査結果：44市町回答）

- ・次期計画を作成する予定 8市町
- ・検討中 16市町
- ・次期計画を作成しない予定 20市町

(3) 第12次以降の川口市交通安全計画の策定について

交通安全施策に関する目標や実施事業は、埼玉県の計画内容と本市における状況とで大きく相違する点がないため、県の計画を踏襲し、同一の内容となる見込みであることから、本市計画は作成せず、今後（第12次以降）については、埼玉県交通安全計画に基づき、本市交通安全施策を実施することとする。

第1 1次交通安全計画に位置付けている施策

埼玉県計画	川口市計画
1 道路交通環境の整備	1 道路交通環境の整備
2 交通安全思想の普及徹底	2 交通安全思想の普及徹底
3 安全運転の確保	3 安全運転の確保
4 車両の安全性の確保	4 車両の安全性の確保
5 道路交通秩序の維持	5 道路交通秩序の維持
6 救急・救助活動の充実	6 救助・救急活動の充実
7 被害者支援の充実と推進	7 被害者支援の充実と推進
8 研究開発及び調査研究の充実	
9 鉄道と踏切道の安全確保	

議題 6 川口市交通安全市民総ぐるみ大会の廃止について

開催の目的

交通事故から市民を守るため、関係団体等との連携のもと、交通事故防止対策を強力に推進して交通事故の根絶を目指し、全市民に対し交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図るもの。

大会の概要

- ・昭和39年に第1回大会を開催。令和7年は第61回大会。
- ・第1部は交通安全功労者等の表彰式、第2部は抽選会を実施。
- ・近年の来場者は被表彰者及びその家族など200人程度。

来場者数は年々減少

平成16年頃まで	1,000人以上
平成17年から22年	700～800人程度
平成23年から27年	400～500人程度
平成28年から令和元年	200～300人程度
令和4年から7年	150～200人程度

大会を開催することによる効果

- ・参加者の減少による啓発効果の低下
- ・大会形式による普及啓発効果の低下



交通安全市民総ぐるみ大会は今年度で廃止する